

第 3 1 号議案

加東市閉校施設条例制定の件

加東市閉校施設条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市閉校施設条例

(設置)

第 1 条 小中一貫校整備に伴い閉校する学校が活用できる間、青少年の健全育成と地域活動の推進に資するため、閉校施設を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「閉校施設」とは、閉校した市立小学校の屋内運動場及び運動場をいう。

(名称及び位置)

第 3 条 閉校施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
旧社小学校屋内運動場	加東市社 1 5 5 0 番地
旧社小学校運動場	
旧福田小学校屋内運動場	加東市沢部 6 1 3 番地 1
旧福田小学校運動場	
旧米田小学校屋内運動場	加東市上久米 1 6 9 3 番地
旧米田小学校運動場	
旧三草小学校屋内運動場	加東市上三草 1 1 8 番地
旧三草小学校運動場	
旧鴨川小学校屋内運動場	加東市平木 1 3 0 8 番地
旧鴨川小学校運動場	

(管理)

第 4 条 閉校施設の管理は、加東市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(使用の許可)

第5条 閉校施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(変更の承認)

第6条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(使用の制限)

第7条 教育委員会は、管理上必要があるときは、第5条の許可に関し、使用の制限その他必要な条件を付けることができる。

2 教育委員会は、閉校施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会において不相当と認めるとき。

(使用の停止及び取消し)

第8条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例その他これに基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条第1項の規定により付した使用の制限その他必要な条件に違反したとき。
- (3) 教育委員会において必要があると認めるとき。

(使用料)

第9条 使用者は、次に定める使用料を、閉校施設を使用するまでに納付しなければならない。

名称	使用料
旧社小学校屋内運動場、旧福田小学校屋内運動場、旧米田小学校屋内運動場、旧三草小学校屋内運動場、旧鴨川小学校屋内運動場	1時間につき 400円
旧社小学校運動場、旧福田小学校運動場、旧米田小学校運動場、旧三草小学校運動場、旧鴨川小学校運動場	1時間につき 500円

2 前項の使用料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用することができない場合
- (2) 第8条第3号の規定により使用を停止し、又は使用の許可を取り消した場合

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、閉校施設の使用が終わったとき、若しくは第8条の規定により使用を停止されたとき、又は許可を取り消されたときは、直ちに施設に設置した設備又は器具を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設及び付属物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 第 3 1 号議案 要旨

### 加東市閉校施設条例の制定（要旨）

#### 1 制定理由

小中一貫校整備に伴い閉校する学校が活用できる間、青少年の健全育成と地域活動の推進に資するため、加東市閉校施設について、その設置及び運営に関し必要な事項を定める条例を制定するものです。

#### 2 制定内容

- (1) 設置する施設を規定すること。（第 2 条関係）
- (2) 設置する施設の名称及び位置、所管を規定すること。（第 3 条及び第 4 条関係）
- (3) 使用の許可、変更の承認に関すること。（第 5 条及び第 6 条関係）
- (4) 使用の制限、停止及び取消しに関すること。（第 7 条及び第 8 条関係）
- (5) 使用料に関すること。（第 9 条及び第 1 0 条関係）
- (6) 原状回復の義務、損害賠償に関すること。（第 1 1 条及び第 1 2 条関係）

#### 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

## 第31号議案 説明資料

### 加東市閉校施設規則（案）

#### （趣旨）

第1条 この規則は、加東市閉校施設条例（令和7年加東市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （使用時間）

第2条 閉校した市立小学校の屋内運動場及び運動場（以下「閉校施設」という。）の使用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 屋内運動場は、午前8時30分から午後10時までとする。
- (2) 運動場は、4月から9月までは午前7時30分から午後6時まで。10月から3月までは午前8時30分から午後5時までとする。

#### （休日）

第3条 閉校施設の休日は、12月28日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

#### （使用の許可等）

第4条 閉校施設を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を教育委員会へ提出しなければならない。ただし、特別の事由があると教育委員会が認めたときは、この限りでない。

- (1) 申請者の情報
- (2) 使用施設
- (3) 使用日時
- (4) 使用内容
- (5) 減免又は免除を受けようとする場合はその理由
- (6) その他使用に当たって教育委員会が必要と認める事項

2 教育委員会は、閉校施設の使用を許可したときは、その旨を記載した文書を交付する。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が条例第8条の規定により、使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消しによって損害を生ずることがあっても、教育委員会は、その責任を負わない。

#### （使用権の譲渡又は転貸の禁止）

第5条 使用者は、その権利を譲渡し、又は他人に使用させることができない。

#### （使用料の徴収）

第6条 教育委員会は、条例第9条第1項の規定により、使用する学校施設に従い、使用者から使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、条例第9条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別の理由に応じ、当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市が関係する地方公共団体等が使用するとき 免除
- (2) その使用の内容が、市の施策の啓発又は振興に寄与すると教育長が認めるとき 免除
- (3) その使用の内容が、青少年の健全育成に寄与すると教育長が認めるとき 免除
- (4) その使用の内容が、体育、健康又は社会福祉の推進に特に寄与すると教育長が認めるとき 使用料の5割に相当する額を減額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき その都度教育長が定める額を減額

(使用料の返還)

第8条 条例第10条の規定により、使用料の返還を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第4条第2項に規定する交付した文書を添えて教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 申請者の情報
- (2) 返還方法
- (3) 返還する振込口座

(遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、及び火気を使用しないこと。
- (2) 飲酒はしないこと。
- (3) 許可なく施設にはり紙、くぎ打ち等しないこと。
- (4) 施設を不潔にしないこと。
- (5) 騒音、暴力等他人に迷惑をかけること。
- (6) 所定の場所以外に出入りしたり、許可を受けた以外の器物を使わないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関する指示に従うこと。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。